

議 長 日程第1「議案第52号松田町税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議員の皆様、おはようございます。定例会3日目、よろしくお願いを申し上げます。

議案第52号松田町税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。平成28年12月6日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、所要の改正をしたいので、提案させていただくものでございます。よろしくお願いたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

税 務 課 長 おはようございます。それでは、議案第52号松田町税条例の一部を改正する条例につきまして説明をさせていただきます。地方税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴いまして、条文の整備等を図るものでございます。

一部改正の内容でございますが、2つございまして、1つ目が固定資産税の負担軽減措置の関係、それから2つ目が軽自動車税の軽減措置に関するものでございます。その改正の目的・背景等でございますけれども、納税環境の整備といたしまして地方分権を推進する観点から、一定の事項については条例で定める仕組みとした上で納税者の負担軽減を図るとともに、地方税法等における改正を踏まえまして所要の見直しをするものでございます。

まず固定資産税の負担軽減措置につきましては、地域決定型地方税制特例措置、いわゆる、わがまち特例を導入し、再生可能エネルギー発電設備に係る税額の軽減措置を規定するものでございます。

次に、軽自動車税の見直しにつきましては、平成28年度限りで一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車に課せられる軽自動車税についてグリーン化特例を導入し、税源の軽減負担措置をしているところでございますけれども、このたびの地方税法等の改正により1年間延長となり、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに新規取得されました環境に配慮した軽自動車に対し、平成29年度に限り税率の軽減をいたすものでございます。

それでは議案を3枚おめくりください。4枚目の新旧対照表をごらんください。まずは現行の附則第13項から20項までは、既に規定しておりますわがまち特例に関しての規定でございますけれども、条文の整理として固定資産税に係るわがまち特例を一つにまとめ、第13項を固定資産税の課税標準の特例として以下、号立てとして地方税法上の条文の順番と同様に並べかえをしております。今回の改正で追加したものは改正案の第13項第6号から第10号までとなり、順番に課税標準額に乗ずる率といたしまして、国の基準と同様の、太陽光発電設備及び風力発電設備は3分の2、水力発電設備、地熱発電設備及びバイオマス発電設備は2分の1としております。

1枚おめくりいただき、2ページ下段から3ページまでの軽自動車税の特例でございますけれども、固定資産税の課税標準の特例で第13項から第20項を一つにまとめたことにより項ずれとなりましたので、第21項を第14項として、以下、順番に改正をしております。改正案の第15項から第17項において税額の軽減措置が1年延長されたことに伴い、取得期間を平成28年4月1日から平成29年3月31日として、また平成29年度分の軽自動車税に限りとしております。なお、軽減税率につきましては、平成28年度と変更はございません。

最後にですね、議案本文の2ページをごらんください。施行期日につきましては、第1項で公布の日からとし、第2項では固定資産税に関する経過措置として平成28年度までは従前どおりとし、第3項から第7項までは今回新たに追加いたしました太陽光発電設備等の課税標準の特例について、平成29年度以降の固定資産税に適用する旨を規定するものでございます。第8項では、軽自動車税の軽減措置について、経過措置として平成28年度までは従前どおりと規定するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第52号松田町税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。